	平成２９年第６回霧島市農業委員会定例総会
日時	平成２９年６月３０日（金）
出席委員	１番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇 ４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男 ７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　９番　本　村　忠　一 １０番　東　鶴　昭　雄　　１１番　槐　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信 １３番　森　田　勝　美　　１４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治 １６番　杢　田　正　人　　１７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子 １９番　濵　田　康　男　　２０番　厚　地　　覺　　２１番　宮　園　　稔 ２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭　　２４番　大　山　茂　美 ２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己　　２７番　岩　元　広　幸 ２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美　　３０番　重　廣　加代子 ３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄　　３３番　中　園　真　一 ３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲　　３６番　笹　峯　久　雄 ３７番　中　村　和　志
事 務 局	局　　長　　内　田　　大　作
振興グループ	グループ長　　本　村　　浩　孝
農地グループ	グループ長　　池之上　　徳　幸 主　　査　　福　田　　智　和 主任主事　　山　下　　良　太 主任主事　　中　吉　　哲　平 主任主事　　江　藤　　俊　志
振興グループ	主　　査　　有　村　　大 主任主事　　長　友　　藍　子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 １「農地利用変更届」について ２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について ３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について ４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について ５「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について ６「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について ７「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について ８「あっせん申出」について

開会　午後２時１５分

内田事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	皆さん、こんにちは。現在の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第６回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。
議長（会長）	次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。
内田事務局長	それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。 〔８件について報告〕 以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。 農地法第１８条第６項等の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知７件が提出されております。また、時効取得３件、農地法第５条の許可取消願い３件が提出されています。以上で報告を終わります。
議長（会長）	諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは、議事に入ります。

△　議案第１号　「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届け出が３件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を、２６番委員。
２６番委員	１号１番を報告いたします。 申請地は三縄自治公民館の東に位置しており、現況は農業用倉庫である。申請地の北は畑、南は雑種地、東は道路、西は道路である。利用変更目的は農業用機械倉庫１９８㎡を建設するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。
議長（会長）	次に２番を２８番委員。
２８番委員	１号２番を報告いたします。 申請地は県営田方団地公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は道路、東は雑種地及び宅地、西は５条許可地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を０．４ｍするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。
議長（会長）	次に３番を４番委員。
４番委員	１号３番を報告いたします。 申請地は宮西公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は田、南は田、東は宅地、西は農道である。利用変更目的は農業用倉庫を建設するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。これより審議に入ります。補足・説明があれば発言を許可します。

	〔なしとの声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔なしとの声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の３件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の利用権設定１３１件、農地中間管理権の取得３件の計１３４件について市長より意見を求められていますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定１３１件のうち、８８件及び農地中間管理権の取得３件は再設定及び認定農業者に係る案件、農地中間管理権でありますのでご承認いただくこととし、新規の４３件について審議を行います。また、３８ページ、利用権設定６の５４は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは調査委員の意見報告を求めます。２号利用権設定の６の５番を１２番委員。
１２番委員	２号利用権設定の５番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在９，８４５㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の１４番から１７番を３４番委員。
３４番委員	２号所有権移転の１４番から１７番については借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在７，３３７㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の２１番から２６番を１０番委員。
１０番委員	２号所有権移転の２１番から２６番については借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は鹿児島市の認定農業者であり、現地調査の結果、営農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の２７番及び２８番を３１番委員。
３１番委員	２号利用権設定の２７番と２８番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在２０，５３７㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備え

	ているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の２９番を１９番委員。
１９番委員	２号利用権設定の２９番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１０，３５４㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の３２番を６番委員。
６番委員	２号利用権設定の３２番を報告します。 借人は、担い手農家であり、現在７，４１８㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の３８番から４３番を２０番委員。
２０番委員	２号利用権設定の３８番から４３番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在３５，１１６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の５８番、５９番を１０番委員。
１０番委員	２号利用権設定の５８番及び５９番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は新規就農という申請であり、現地調査の結果、営農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備しているが、一部委託している。申請地を効率的に利用することができると認められる。また、農業生産法人以外の法人であるが、一般法人として農地を利用できる法人の要件を満たしている。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の６１番を１３番委員。
１３番委員	２号利用権設定の６１番を報告します。 借人は、現在９１，５５３㎡のすべてについて耕作している。また、農地所有適格法人であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（局長）	次に６の６３番を７番委員。
７番委員	２号利用権設定の６３番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在１３，６８０㎡すべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の７４番及び７５番を９番委員。
９番委員	２号利用権設定の７４番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２８，９６８㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用する

	ことができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 　続きまして、７５番を報告します。 　借人は担い手農家であり、現在６，７７５㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の７８番を１８番委員。
１８番委員	２号利用権設定の７８番を報告します。 　借人は担い手農家であり、現在１，８６８㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。営農計画書も添付してあります。以上です。
議長（会長）	次に６の８６番を２１番委員。
２１番員	２号利用権設定の８６番を報告します。 　借人は担い手農家であり、現在２４，２０４㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の９１番から９３番を３３番委員。
３３番委員	２号利用権設定の９１番から９３番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 　借人は担い手農家であり、現在２，９４９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の９７番を２８番委員。
２８番委員	２号利用権設定の９７番を報告します。 　借人は、担い手農家であり、現在３，３３３．６１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の１００番を４番委員。
４番委員	２号利用権設定の１００番を報告します。 　借人は担い手農家であり、現在８，６４３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の１０３番を３７番委員に代わり１１番委員
１１番委員	２号利用権設定の１０３番を報告します。 　借人は担い手農家であり、現在２１，５８１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備え

	ているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の１０４番及び１１１番から１１３番を１４番委員
１４番委員	２号利用権設定の１０４番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在４，１０３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 続きまして２号１１１番から１１３番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在２，３５６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６の１１８番及び１３０番から１３１番を１１番委員。
１１番委員	２号利用権設定の１１８番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２２，４３２㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 次に、１３０番、１３１番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在２０，９２０㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、利用権設定の６の５４を除き、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、利用権設定の６の５４を除き承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。 次に、利用権設定の６の５４を審議いたしますので、１６番委員は退席を願います。
	〔１６番委員　　退席〕
議長（会長）	これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。６の５４番を３０番委員。
３０番委員	２号利用権設定の５４番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在７，０８１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

議長（会長）	ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」の利用権設定６の５４番は、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」の利用権設定の６の５４は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。 １６番委員は着席してください。
	〔１６番委員　　着席〕

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転１５件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番及び２番を３番委員。
３番委員	３号の１番と２番を続けて報告いたします。 申請地は春山公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１１，３４１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号２番を報告します。 申請地は剣之宇都公民館の南西に位置しており、現況は田である。受人は４名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，４７８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を１２番委員。
１２番委員	３号３番を報告します。 申請地は霧島市水道局の東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，５８１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総

	合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番と５番を１６番委員。
１６番委員	３号４番を報告いたします。 申請地は国分南小学校の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９０，７５５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして３号５番を報告いたします。 申請地は上野原浄水場の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１２，７２４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番を１３番委員。
１３番委員	３号６番を報告します。 申請地は下有川公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，３６０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番を３２番委員。
３２番委員	３号７番を報告します。 申請地は宮原公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は７，９８４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番を５番委員。
５番委員	３号８番を報告します。 申請地は木浦公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又

	は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，５８３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を８番委員。
８番委員	３号９番を報告します。 申請地は下植村公民館の南に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具はリースを利用するとのことです。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，３４３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番を７番委員。
７番委員	３号１０番を報告します。 申請地は野上自治公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は知人に借りるとのことです。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，４４２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１１番を１番委員。
１番委員	３号１１番を報告します。 申請地は霧島小学校の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，５８６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番を７番委員。
７番委員	３号１２番を報告します。 申請地は霧島多目的集会センターの北西に位置しており、現況は田と畑である。申請地には平成３３年５月まで使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は借用するとのことです。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，４７７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番を２番委員。

２番委員	３号１３番を報告します。 申請地は住吉公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，４１２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１４番を３４番委員。
３４番委員	３号１４番を報告します。 申請地は鼻切公民館の北に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，７５６㎡で、内３，４３５㎡は姶良の農地でありますが下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番を２４番委員。
２４番委員	３号１５番を報告します。 申請地は福地公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１６，０３６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
２４番委員	１５番について、平成２９年１１月まで使用収益権を設定していましたが、今回の申請に当たって解約通知が提出されています。
議長（会長）	他に補足の説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請１５件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１０件、用途区分変更６件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。農振除外の１番を９番委員。
９番委員	４号農振除外の１番を報告します。 申請地は大住公民館の北西に位置しており、現況は荒地である。申請地の北は荒地、南は道路、東は山林、西は山林である。除外目的は山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を８番委員。
８番委員	４号農振除外の２番を報告します。 申請地は大霧公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北、南、東、西すべて山林である。除外目的は太陽光発電施設の建設をするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番と４番を７番委員。
７番委員	４号農振除外の３番を報告します。 申請地は枦田自治公民館の南に位置しており、現況は荒地である。申請地の北は田、南は宅地、東は田、西は道路である。除外目的は農家住宅、駐車場にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。 続きまして４号農振除外の４番を報告します。 申請地は入水自治公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は山林、東は山林、西は山林である。除外目的は太陽光発電施設を設置するものである。当申請は

	具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	４号農振除外の５番から８番までを６番委員。
６番委員	４号農振除外の５番を報告します。 申請地は県営隼人団地の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は道路、東は宅地、西は道路である。除外目的は建売住宅４棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。 ４号農振除外の６番を報告します。 申請地は小田西公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は宅地、南は原野、東は道路、西は原野である。除外目的は農家住宅１棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。 ４号農振除外の７番を報告します。 申請地は小田東公民館の北に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は田、南は田、東は田、西は宅地である。除外目的は建売住宅４棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが事業完了後８年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。

	４号農振除外の８番を報告します。 申請地は宇都山公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は田、南は田、東は水路、西は宅地と田である。除外目的は建売住宅３棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	４号農振除外の９番と１０番を５番委員。
５番委員	４号農振除外の９番を報告します。 申請地は宇都山公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は水路、東は水路、西は田である。除外目的は駐車場を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は１種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。 続きまして４号農振除外の１０番を報告します。 申請地は朝日公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は畑、東は畑、西は宅地である。除外目的は二世帯住宅を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に用途区分変更の１番を１０番委員。
１０番委員	４号用途区分変更の１番を報告します。 申請地は上之段地区公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は水路、南は宅地、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は牛舎１棟を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	用途区分変更の２番及び３番を９番委員。

９番委員	４号用途区分変更の２番を報告します。 申請地は正牟田活性化センターの北に位置しており、現況は畑、農機具置場である。申請地の北は山林、南は畑、東は雑種地、西は山林である。用途区分変更目的は農業用施設用地にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。 ４号用途区分変更の３番を報告します。 申請地は正牟田活性化センターの北に位置しており、現況は牛舎である。申請地の北は道路、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は牛舎及び堆肥舎にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	用途区分変更の４番を１１番委員。
１１番委員	４号用途区分変更の４番を報告します。 申請地は国師公民館の南に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は道路、南は水路、東は田、西は水路である。用途区分変更目的は農業用施設、豚舎にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	用途区分変更の５番を１０番委員。
１０番委員	４号用途区分変更の５番を報告します。 申請地は杉渡公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は牛舎、南は道路、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は牛舎及び農業用倉庫、放牧場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	用途区分変更の６番を１１番委員。
１１番委員	４号用途区分変更の６番を報告します。 申請地は川路原構造改善センターの北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は畑、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は農業用倉庫にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足の説明はありませんか。ただ今の報告について質疑・討論はありませんか。
議長（会長）	２０番委員。
２０番委員	４号の農振除外の２番ですが、この地域は以前除外申請が出されたときに不許可という提示があるわけですけれども、今回許可というのはどういうことですか。
議長（会長）	事務局。
中吉主任主事	平成２７年頃に万膳で除外の不許可をしています。その申請地は、不許可の理由が１種農地に該当するところで太陽光はできないということで不許可の意見となったんですけれども、今回の万膳の申請地は、宅地山林に囲まれていて２種農地に該当するところです。そういうこと

	で転用の見込みを判断して頂ければと思います。
１０番委員	１０ｈａ以上には該当しませんか。
中吉主任主事	周囲が全部山林、宅地に囲まれているところなのでこの３筆は農地の集団性がなく２種農地に該当すると思います。
議長（会長）	暫時休憩とします。
	[休憩]
議長（会長）	議事を再開します。
１０番委員	申請地の中に基盤整備された土地が一部入っているのではないですか。
中吉主任主事	農地に関しては、基盤整備がなされていないと登記簿謄本で確認しています。先ほど言われた１筆は地目が原野になっていますので、基盤整備がされていれば畑などの地目になっていると思います。
議長（会長）	確認ですが、さきほどの農地は１種農地ですか、２種農地ですか。
中吉主任主事	２種農地に該当すると思います。
議長（会長）	他にありますか。
議長（会長）	１２番委員。
１２番委員	６番について申請が農家住宅となっていますが、この方の経営面積がわかれば教えて頂きたいと思います。
議長（会長）	事務局。
山下主任主事	経営面積は２，４３２㎡です。
議長（会長）	他にありますか。
議長（会長）	１６番委員。
１６番委員	以前も農家住宅について経営面積はいくらかと質問がありましたが、農家住宅については細かく見直しが必要ではないでしょうか。経営面積をですね。低すぎると思いますが。
議長（会長）	暫時休憩します。
議長（会長）	議事を再開します。
池之上グループ長	さきほどの質問に対してですが、農家住宅の申請の場合は転用者の耕作面積が１０ａ以上であることと決まりがあります。以上です。
１６番委員	その基準を見直したほうがいいのではないですかということを言ったんです。
議長（会長）	事務局。
池之上グループ長	この根拠が国なのか県なのかどこからきているのか、すぐには分からないので、調べさせてください。
１６番委員	わかりました。
議長（会長）	他にありませんか。
議長（会長）	３３番委員。
３３番委員	４号の除外の１０番で一般住宅１，０５２㎡をすべて除外とするようになっているようですが、一般住宅は５００㎡だと記憶しているので、全てを除外してからその後また考えるということでしょうか。
議長（会長）	事務局。
山下主任主事	ただいまの質問ですが、この申請は一般住宅と記載しておりますけれども、二世帯住宅ということになっています。一般住宅はおおむね５００㎡となっていますが、二世帯住宅ということで５００㎡×２でおよそ１，０００㎡までと考えています。すいません、訂正させてください。二世帯住宅の場合、上限は特に定められておりません。

中吉主任主事	県の農村振興課にも確認をとったところ、土地をちゃんと有効利用できるのであれば５００㎡を超えてもいいですよ、とのことで今回この申請は、１，０００㎡ですが家の配置や二世帯なので駐車場をちゃんと整備するなど土地を有効的に活用しなければならないですよ、との回答をもらっています。面積要件はないですけれども、土地の有効活用が図られないと許可の見込みはないということになります。
議長（会長）	３３番委員。
３３番委員	わかりました。
議長（会長）	他にありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１０件、用途区分変更６件についてはやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外１０件、用途区分変更６件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△　議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

議長（会長）	次に議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。 当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が１件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を６番委員。
６番委員	５号１番を報告いたします。 申請地は清水公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は水路である。転用目的は店舗用地、駐車場、宅地分譲、通路を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて排水路に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。 農地転用事業計画変更申請１件については、事業計画変更はやむを得ないという意見です。 これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。
議長（会長）	暫時休憩します。

議長（会長）	それでは、議事を再開いたします。

△議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。 当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請７件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を３４番委員。
３４番委員	６号１番について報告します。 申請地は名波公園の北東に位置し、現況は畑である。なお平成８年頃資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２２１㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を１１番委員。
１１番委員	６号２番を報告します。 申請地は舞鶴中学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９１㎡であり、普通車１５台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は５条申請地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を１２番委員。
１２番委員	６号３番を報告します。 申請地はイオン霧島店の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２１９㎡であり、貸家、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番を１１番委員。
１１番委員	６号４番を報告します。 申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接

	農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は知的障害者グループホーム及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９７６．８５㎡であり、また、隣接地の雑種地８５６．７４㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，８３３．５９㎡である。知的障害者グループホームと駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は雑種地と道路、南は田と雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を３４番委員。
３４番委員	６号５番を報告します。 申請地は宮久自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牛舎とロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８０１㎡であり、牛舎とロール置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は通路、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番を８番委員。
８番委員	６号６番を報告します。 申請地は川床自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については現状のまま利用するため、不用。法定小作人なし。転用目的は椎茸原木置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５６６㎡であり、椎茸原木置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は雑種地、南は牧場、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番を１０番委員。
１０番委員	６号７番を報告します。 申請地は杉渡公民館の南東に位置し、現況は牛舎である。なお平成１７年頃牛舎、堆肥舎にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不用。法定小作人なし。転用目的は実行済みである。計画面積は２，２７７㎡であり、牛舎、農機具倉庫、堆肥舎、放牧場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は堆肥舎、西は通路、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告がありました。補足の説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請７件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定しました。つきましては、７月５日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請３１件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を６番委員。
６番委員	７号１番を報告します。 申請地は清水公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗用地・駐車場・宅地分譲４区画・通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、開発許可申請については現在申請中である。計画面積は２，６１７㎡であり、店舗用地・駐車場・宅地分譲４区画・通路に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第一種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。
議長（会長）	次に２番と３番を１２番委員。
１２番委員	７号２番を報告します。 申請地は山元夢ヶ丘公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３９６㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。 ７号３番を報告します。 申請地は青葉小学校の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成１８年頃、資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５５８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であり超過面積の理由書も添付されているため妥当と思われる。申請地の東は公園、西は雑種地、南は道路と公園、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のよ

	うな理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４番を３４番委員。
３４番委員	７号４番を報告します。 申請地は名波公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４３３㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	５番から７番を１２番委員。
１２番委員	７号５番について報告します。 申請地は舞鶴中学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２８１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は４条申請地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号６番を報告します。 申請地は国分向花小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４６㎡であり、宅地拡張に利用するには相当な面積であると思われる。また、宅地の３３０㎡を一体利用するもので、全体計画面積は３７９㎡である。申請地の東は水路、西は宅地、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号７番について報告します。 申請地は青葉小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，７０９㎡であり、共同住宅２棟に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は雑種地と道路、南は田、北は雑種地と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に８番と９番を２３番委員
２３番委員	７号８番を報告します。 申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は宅地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不用。法定小作人なし。転用目的は倉庫と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４３４㎡であり、倉庫と駐車場にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号９番を報告します。 申請地は姶良東部公設地方卸売市場の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲３区画と通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９８２㎡であり、宅地分譲３区画と通路にするためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作地、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番を３０番委員。
３０番委員	７号１０番を報告します。 申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は荒地である。申請地から３００m以内に国分インターチェンジ出入口があるため、農地区分は３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅６棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８９４㎡であり、建売住宅６棟を建設するためには相当な面積であると思われる。また、隣接地宅地の７４７．７６㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，６４１．７６㎡である。申請地の東は道路、西は水路、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１１番を３４番委員。
３４番委員	７号１１番を報告します。 申請地は今別府自治公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農業用資材、機械置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４８３㎡であり、農業用資材、機械置場にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番を２６番委員。

２６番委員	７号１２番を報告します。 申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、３種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４６㎡であり、区画整理区域内仮換地で実測面積は３１．１７㎡であります。また、隣接地宅地の２３１．４１㎡を一体利用するもので、全体計画面積は２７７．４１㎡である。一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番を３４番委員。
３４番委員	７号１３番を報告します。 申請地は石峯自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗、物置、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，６７５㎡であり、店舗、物置、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１４番を２７番委員。
２７番委員	７号１４番を報告します。 申請地は北原公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４６８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西と南は譲渡人の畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番と１６番を２６番委員。
２６番委員	７号１５番を報告します。 申請地は霧島市消防局溝辺分遣所の東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２０年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８８㎡であり、また、隣接地の宅地７７．７９㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１６５．７９㎡である。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅

	地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号１６番を報告します。 申請地は霧島市消防局溝辺分遣所の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅、車庫、物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８３０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるが超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１７番を８番委員。
８番委員	７号１７番を報告します。 申請地は北園集落センターの西に位置し、現況はロール置場である。なお、平成７年にロール置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不用。法定小作人なし。転用目的はロール置場にするもので既に実現している。計画面積は１，３３４㎡であり、ロール置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は水路、南は山林、北は畑と牛舎である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１８番、１９番を９番委員。
９番委員	７号１８番を報告します。 申請地は木浦公民館の西に位置し、現況は農業用倉庫である。なお、平成９年１１月頃に建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不用。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は４０６㎡であり、農業用倉庫にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は山林、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号１９番を報告します。 申請地は正牟田活性化センター北に位置し、現況は牛舎飼料庫、農機具庫である。なお、昭和５３年頃に牛舎等を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不用。法定小作人なし。転用目的は牛舎飼料庫、農機具庫を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は１，３１２㎡であり、牛舎飼料庫、農機具庫にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は畑、南は雑種地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２０番を２０番委員。
２０番委員	７号２０番を報告します。

	申請地は横瀬公民館の北に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９２８㎡であり、申請地にクヌギ２２１本をすべて植林するもので妥当と思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は宅地、北は山林と消防分団詰所である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２１番を８番委員。
８番委員	７号２１番を報告します。 申請地は中野公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２１１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２２番を１７番委員。
１７番委員	７号２２番を報告します。 申請地は霧島総合支所の北に位置し、現況は一部竹林である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５４４㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２３番を７番委員。
７番委員	７号２３番を報告します。 申請地は入水自治公民館の西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和５８年頃に物置、車庫、また、平成１０年頃に鶏舎を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅、物置、車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７２４㎡であり、農家住宅はおおむね１０００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は山林、西は宅地、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２４番を２８番委員。
２８番委員	７号２４番を報告します。

	申請地は小浜里中下公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１４９㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東と西と北は山林、南は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２５番を６番委員。
６番委員	７号２５番を報告します。 申請地は小浜簡易郵便局の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５０㎡であり、道路に利用するには相当な面積であると思われる。また、隣接地雑種地の２０㎡を一体利用するもので、全体計画面積は７０㎡である。申請地の東は道路、西は田、南は雑種地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２６番を２番委員。
２番委員	７号２６番を報告します。 申請地は松山公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３８０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東と南は道路、西と北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２７番を５番委員。
５番委員	７号２７番を報告します。 申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４５７㎡であり、駐車場にするには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は不耕作地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２８番を３４番委員。
３４番委員	７号２８番を報告します。

	申請地は下平公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，７５５㎡であり、太陽光パネル３２５枚、発電出力４９．５Ｋｗを建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２９番、３０番を５番委員。
５番委員	７号２９番を報告します。 申請地は隼人体育館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅２棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６８６㎡であり、建売住宅２棟にするには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号３０番を報告します。 申請地は隼人体育館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅４棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８６７㎡であり、建売住宅４棟を建設するには相当な面積であると思われる。また、隣接地宅地の３５７．０２㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，２２４．０２㎡である。申請地の東はと西と南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３１番を１０番委員。
１０番委員	７号３１番を報告します。 申請地は堀之頭公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の２分の１の面積を超えないため、１種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，０００㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。また、隣接地雑種地の４，７１８㎡を一体利用するもので、全体計画面積は６，７１８㎡である。申請地の東は雑種地、西は不耕作地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はない

	ものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の３１件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これらについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては、７月５日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第８号　「あっせん申出」について

議長（会長）	続きまして議案第８号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出の貸付希望２件、借受希望２件の計４件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の１番を３４番委員。
３４番委員	申請地は南国分郵便局の北に位置しており、現況はビニールハウスの建った畑となっています。道路のすぐ横で利便性も良いので、２３番委員と一緒にあっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	次に２番を２５番委員。
２５番委員	田んぼと畑ですが、田んぼについてはすでにあっせんは終わっています。畑についても、面積が非常に広いのであっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	借受希望の１番を７番委員。
７番委員	現在のところ竹子原に空地はありませんが、１３番委員のところにあるということなのであっせんを行いたいと思います。
議長（会長）	借受希望の２番を３２番委員。
３２番委員	この方は住所が頴娃町ですが、溝辺に田んぼを４，０５８㎡耕作していますので頻繁に来られると思いますのであっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の貸付希望２件、借受希望２件の計４件について、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第８号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の１番を３４番委員と２３番委員に、２番を２５番委員と１１番委員に、借受希望の１番を７番委員と１３番委員に、２番を３２番委員と２６番委員に、以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。
議長（会長）	以上で平成２９年第６回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

	次に「その他」はありませんか。
議長（会長）	事務局。
池之上グループ長	さきほどの農家住宅の耕作面積の件ですが、県からの文書が平成１７年の６月２０日付けできておりました。農家住宅建築を目的とした農地法４条及び５条の規定に基づく許可の取扱いについてということで、平成１７年の６月以前は下限面積がないといけないと言っていました。平成１７年の６月以降からは１，０００㎡、１０ａを経営面積とする場合に限るという取扱いになりましたので遺漏のないようにお願いしますとの文書がきております。これが県の定める基準になります。よって霧島市独自で決めるということはできないということになりますが、土地の有効利用が図れないような配置となっている場合はこの限りではないと思います。以上です。
議長（会長）	１６番委員、これに対して何かありますか。
１６番委員	何か矛盾を感じますが基準があるなら結構です。
議長（会長）	２１番委員。
２１委員	５条の１８番、農業用倉庫と出ていますが会社員さんで、本来なら兼業農家と表記した方がいいのではないですか。
議長（会長）	事務局。
中吉主任主事	この方は会社員となっていますが、議案の職業欄には転用の書類に書かれているものがそのまま表記されています。会社員ですが農業もちゃんとされており兼業農家です。
山下主任主事	補足ですが、この方は会社員ですがお父さんの農地も耕作されているとのことでちゃんと農業をされていると聞いております。
２１番委員	知らない方がこの資料を見たら、会社員だと思うのでちゃんと兼業農家と表記した方がいいのではないかと思います。
議長（会長）	他にありませんか。
議長（会長）	これで平成２９年第６回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。
内田事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　４時４０分」

番

番

番